

令和6年10月1日

組合員各位

大阪府警察信用組合

### 預金規定の改定のお知らせについて

平素は大阪府警察信用組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
当組合は、次のとおり各種預金規定を改定いたしますのでお知らせします。改定後の規定の交付をご希望の場合は、当組合窓口へお申し出ください。

※ 改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

#### 1 対象となる預金規定

- 総合口座取引規定
- 無利息型普通預金に関する総合口座取引規定の特約
- 普通預金規定
- 無利息型普通預金に関する特約
- 自由金利型定期預金（M型）規定
- 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定
- 自由金利型定期預金規定
- 自動継続自由金利型定期預金規定
- 期日指定定期預金規定
- 自動継続期日指定定期預金規定
- 変動金利定期預金規定
- 自動継続変動金利定期預金規定

#### 2 規定適用開始日

令和6年11月1日

#### 3 主な改定内容

電子交換所脱退に伴い、証券類の受入れについて変更するものです。

#### 4 新旧対比表

改定する各預金規定の改定内容は、別紙をご覧ください。

以 上

「総合口座取引規定」新旧対照表

一 部 変 更 後	現 行
<p>凡 例      <u>〇〇〇〇〇</u>は、変更部を示す。</p>	<p>凡 例      <u>〇〇〇〇〇</u>は、変更部を示す。</p>
<p>1～5. (省略)</p> <p>6. (当座貸越)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れ又は振込まれた資金は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。</p> <p>なお、貸越金の利率に差異がある場合には、第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。</p> <p>7～17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">( <u>2024. 1. 1.</u> 1 現在)</p> <p>附 則 (省略)</p> <p>附 則 (省略)</p> <p>附 則 (省略)</p> <p>附 則 (省略)</p> <p><u>附 則</u> (<u>施行期日</u>)</p> <p><u>1 この規定は、令和6年1月1日から施行する。</u></p> <p>(一部改正の要旨)</p> <p><u>2 電子交換所脱退に伴い、証券類の受入れについて変更するもの。</u></p>	<p>1～5. (省略)</p> <p>6. (当座貸越)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れ又は振込まれた資金 (<u>受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)</u>は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。</p> <p>なお、貸越金の利率に差異がある場合には、第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。</p> <p>7～17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">( <u>2020. 4.</u> 1 現在)</p> <p>附 則 (省略)</p> <p>附 則 (省略)</p> <p>附 則 (省略)</p> <p>附 則 (省略)</p>

「無利息型普通預金に関する総合口座取引規定の特約」新旧対照表（案）

一 部 変 更 後	現 行
<p>凡 例    <u>〇〇〇〇〇</u>は、変更部を示す。</p>	<p>凡 例    <u>〇〇〇〇〇</u>は、変更部を示す。</p>
<p>1. (省略)</p> <p>2. (規定の準用)</p> <p>前条の場合には、普通預金規定（第<u>5</u>条は除きます。）及び無利息型普通預金に関する特約に加え、総合口座取引規定（第5条第1項を除きます。）を適用します。この場合において、総合口座取引規定中「普通預金」とあるのは「無利息型普通預金」と読み替えるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上 (<u>2024.11.1</u>現在)</p> <p>附 則 (省略)</p> <p><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p><u>1 この規定は、令和6年11月1日から施行する。</u></p> <p><u>(一部改正の要旨)</u></p> <p><u>2 電子交換所脱退に伴い、普通預金規定を変更したため、本規定も変更するもの。</u></p>	<p>1. (省略)</p> <p>2. (規定の準用)</p> <p>前条の場合には、普通預金規定（第<u>6</u>条は除きます。）及び無利息型普通預金に関する特約に加え、総合口座取引規定（第5条第1項を除きます。）を適用します。この場合において、総合口座取引規定中「普通預金」とあるのは「無利息型普通預金」と読み替えるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上 (<u>2007.9.20</u>現在)</p> <p>附 則 (省略)</p>

「普通預金規定」新旧対照表

一 部 変 更 後	現 行
<p>凡 例      ○○○○○は、変更部を示す。</p>	<p>凡 例      ○○○○○は、変更部を示す。</p>
<p>1. (省略)</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p><u>この預金には、小切手その他の証券類の受入れはできません。</u></p> <p>3. (省略)</p> <p>4. (預金の払戻し)</p> <p>(省略)</p> <p>5. (利息)</p> <p>この預金の利息は、毎日の最終残高100円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当組合所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。</p> <p>なお、利率は金融情勢に応じて変更します。</p> <p>6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(省略)</p> <p>7. (成年後見人等の届出)</p> <p>(省略)</p> <p>8. (印鑑照合等)</p> <p>(省略)</p> <p>9. (譲渡、質入れの禁止)</p>	<p>1. (省略)</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) <u>この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)</u>を受入れます。</p> <p>(2) <u>手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。</u></p> <p>(3) <u>証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。</u></p> <p>(4) <u>手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</u></p> <p>3. (省略)</p> <p>4. (受入証券類の決済、不渡り)</p> <p>(1) <u>証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳のお支払金額欄に記載します。</u></p> <p>(2) <u>受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その証券類は当組合で返却します。</u></p> <p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(省略)</p> <p>6. (利息)</p> <p>この預金の利息は、毎日の最終残高<u>(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)</u>100円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当組合所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。</p> <p>なお、利率は金融情勢に応じて変更します。</p> <p>7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(省略)</p> <p>8. (成年後見人等の届出)</p> <p>(省略)</p> <p>9. (印鑑照合等)</p> <p>(省略)</p> <p>10. (譲渡、質入れの禁止)</p>

(省略)

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

(省略)

11. (取引の制限等)

(省略)

12. (解約等)

(省略)

13. (通知等)

(省略)

14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(省略)

15. (規定の変更)

(省略)

(2024.11.1 現在)

附 則

(省略)

附 則

(省略)

附 則

(省略)

附 則

(省略)

附 則

(施行期日)

1 この規定は、令和6年11月1日から施行する。

(一部改正の要旨)

2 電子交換所脱退に伴い、証券類の受入れについて変更するもの。

(省略)

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

(省略)

12. (取引の制限等)

(省略)

13. (解約等)

(省略)

14. (通知等)

(省略)

15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(省略)

16. (規定の変更)

(省略)

(2020.4.1 現在)

附 則

(省略)

附 則

(省略)

附 則

(省略)

附 則

(省略)

「無利息型普通預金に関する特約」新旧対照表

一 部 変 更 後	現 行
<p>凡 例    <u>〇〇〇〇〇</u>は、変更部を示す。</p>	<p>凡 例    <u>〇〇〇〇〇</u>は、変更部を示す。</p>
<p>無利息型普通預金に関しては、普通預金規定（第<u>5</u>条を除きます。）に加え、この特約を適用します。普通預金を無利息型普通預金に変更した場合も同様とします。</p> <p>1～2. (省略)</p> <p style="text-align: right;">( <u>2024. 11. 1</u> 現在)</p>	<p>無利息型普通預金に関しては、普通預金規定（第<u>6</u>条を除きます。）に加え、この特約を適用します。普通預金を無利息型普通預金に変更した場合も同様とします。</p> <p>1～2. (省略)</p> <p style="text-align: right;">( <u>2007. 9. 20</u> 現在)</p>
<p>附 則 (省略)</p> <p><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p><u>1 この規定は、令和6年11月1日から施行する。</u></p> <p><u>(一部改正の要旨)</u></p> <p><u>2 電子交換所脱退に伴い、普通預金規定を変更したため、本規定も変更するもの。</u></p>	<p>附 則 (省略)</p>

「各種定期預金（共通）」新旧対照表

一 部 変 更 後	現 行
<p>凡 例    <u>〇〇〇〇〇</u>は、変更部を示す。</p>	<p>凡 例    <u>〇〇〇〇〇</u>は、変更部を示す。</p>
<p>1. (省略)</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p><u>この預金には、小切手その他の証券類の受入れはできません。</u></p> <p>3～14. (省略)</p> <p style="text-align: right;">( <u>2024. 11. 1</u> 現在 )</p> <p>附 則 (省略)</p> <p>附 則 (省略)</p> <p>附 則 (省略)</p> <p>附 則 (省略)</p> <p><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p><u>1 この規定は、令和6年11月1日から施行する。</u></p> <p><u>(一部改正の要旨)</u></p> <p><u>2 電子交換所脱退に伴い、証券類の受入れについて変更するもの。</u></p>	<p>1. (省略)</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p><u>(1) この預金口座には、小切手その他の証券類（以下「証券類」といいます。）は、あらかじめ申出があり、当組合が認めた場合以外は受入れません。</u></p> <p><u>(2) 証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</u></p> <p><u>(3) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳口の場合は通帳の当該受入れの記載を取消し、証書口の場合は証書と引換えに、当組合で返却します。</u></p> <p>3～14. (省略)</p> <p style="text-align: right;">( <u>2024. 6. 24</u> 現在 )</p> <p>附 則 (省略)</p> <p>附 則 (省略)</p> <p>附 則 (省略)</p> <p>附 則 (省略)</p> <p>附 則 (省略)</p>